

令和5年第2回美祢市議会臨時会会議録

令和5年5月19日（金曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	中嶋一彦
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	西山宏史	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	デジタル推進部次長	落合浩志
総務企画部次長	古屋敦子	建設農林部次長	中村壽志
病院事業局管理部次長	古屋壮之	総務企画部行政経営課長	新家健司

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議案第42号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第4 議案第43号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第5 議案第44号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について））
- 日程第6 議案第45号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第46号 美祢市教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第47号 美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 副議長の辞職許可について
- 日程第10 副議長選挙について
- 日程第11 議席の一部変更について
- 6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。

議事に入ります前に、4月1日付の人事異動によりまして、職員の異動がございました。この際、執行部より紹介がございますので、よろしく願いいたします。志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私から4月1日付で異動のありました本日出席をしております職員を御紹介させていただきます。

まず、議長席向かって左側2列目、デジタル推進部長の中嶋一彦でございます。総務企画部長の佐々木昭治でございます。建設農林部長の市村祥二でございます。観光商工部長の河村充展でございます。続きまして3列目、デジタル推進部次長の落合浩志でございます。総務企画部次長の古屋敦子でございます。行政経営課長の新家健司でございます。建設農林部次長の中村寿志でございます。続きまして、議長席向かって右側2列目、教育委員会事務局長の千々松雅幸でございます。病院事業局管理部次長の古屋壮之でございます。会計管理者の西山宏史でございます。最後に、議会事務局職員を紹介いたします。議会事務局長の岡崎基代でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） それでは、これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第42号から議案第47号までの計6件、また、事務局からは会議予定表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において杉山武志議員、坪井康男議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

この際、市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、4件の御報告をいたします。

初めに、包括連携に関する協定の締結についてであります。去る3月30日、本市と第一生命保険株式会社との間で、包括連携に関する協定を締結いたしました。

第一生命保険株式会社は、全国各地において積極的な地域貢献活動に取り組まれており、本市との間では、顧客訪問時における行政情報の周知など、健康・福祉・子どもの健全育成を中心として、実行可能な分野で御協力をいただいております。

本市との協定締結により、生命保険会社としての強みである健康に関する知見や情報を活用し、今後、さらに厳密な相互連携の充実を図り、地域に根差した活動を進めてまいりたいとの御提案があり、締結に至ったところであります。

連携協力事項は、健康増進に関すること、高齢者支援に関すること、産業振興に関すること、環境保全に関すること、スポーツ振興に関すること、その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関することとしております。

今回の協定締結により、第一生命保険株式会社が持たれている専門性のある識見、さらには、関連グループでお持ちのネットワークを活用した地域の課題解決と活性化に向けた官民協働の活動により、市民お一人お一人が未来に希望を持って安心して暮らすことができる、持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和5年2月21日に請求のありました住民監査請求により、消滅時効完成後の保育料12万6,130円を誤って徴収していた件について、御報告いたします。

保育料は、強制徴収公債権であり、時効期間は5年で消滅し、消滅時効完成後は

納付の申出があったとしても、これを徴収することはできません。

今回の事案について詳細を御説明いたしますと、この消滅時効完成後に徴収した保育料は、平成21年10月から平成22年3月までのものであり、対象者は1世帯です。

期限内の納付がなかったため対象者に納付を促したところ、平成24年10月2日に、対象者から納付誓約書の提出を受け、時効の進行は一度中断しております。

このことにより、保育料の時効期間である5年が平成29年10月2日までに更新され、令和元年5月に完納したところであります。

しかしながら、この保育料は、平成29年10月2日に消滅時効が完成しているにもかかわらず、平成30年1月から令和元年5月までの間、複数回徴収し、納付していました。

誤って徴収いたしました保育料は、令和5年4月12日に子育て支援課職員が対象者にお会いし、経緯の説明及び謝罪を行い、還付加算金と合わせた金額を4月20日に返還しております。

今回の事案は、対象者が履行期日までに保育料を納付しなかったことに加え、職員の債権の消滅時効完成に係る認識、及び組織内のチェック体制が不十分であった等の要因が重なり発生したものであります。

今後は、滞納対策において不備がないよう組織内のチェック体制の見直し及び強化を行うとともに、保育所利用者負担額滞納対策実施要綱に基づいた滞納対策を徹底し、併せて、職員研修の実施により再発防止に努めてまいる所存であります。

次に、5月8日、秋芳洞内水路において発見されました身元不明遺体について、御報告申し上げます。

まず初めに、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本件につきましては、5月9日に美祢警察署から発表されたとおり身元不明遺体であり、今後も情報提供等、捜査活動には全面的に協力してまいります。

このたびの案件を受け、秋芳洞内の観光通路等の施設の安全点検を再度入念に実施したところ、異常箇所などの危険箇所は確認されませんでした。

秋芳洞内の安全対策につきましては、観光案内所職員による営業時間内の定期的な見守りに加え、洞内に設置しております定点カメラで、緊急事態の発生時に早急な対応が取れるように努めているところであります。

今後は、これまでの安全対策をより一層充実させ、安全確保に努めてまいる所存

であります。

市民の皆様、そして観光客の皆様には御心配をおかけしましたが、本市観光施設の安全・安心な運営に引き続き努めてまいりますので、これまで同様、秋芳洞にお越しいただければ幸甚でございます。

最後に、本市の産業振興に資することを目的に、新たに設置いたしました、ふるさと美祢地域創生サポーター制度について御報告いたします。

この制度は、本市出身者または本市にゆかりのある方で、まちづくり及び産業の分野において活躍されている方を対象に、美祢市の応援団として委嘱するものであります。

このたび、5月2日付で美祢市大嶺町出身で、株式会社東峯技術コンサルタント代表取締役会長で、関西山口県同郷会副会長の河野隆章氏と、美祢市伊佐町出身で、株式会社丹下都市建築設計事務所取締役副社長の木村知弘氏の2名を委嘱したところであります。

お2人には、今後、企業誘致を含めた産業振興や関係人口の創出に資する御助言をいただくなど、ふるさと美祢の応援団として御活躍いただきたいと思っております。

以上、御報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 報告を終わります。

日程第3、議案第42号から日程第8、議案第47号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長、大丈夫ですか。いいですか。

それでは、市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 本日、令和5年第2回美祢市議会臨時会に提出いたしました議案6件について御説明を申し上げます。

議案第42号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、市民税において、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正を行ったほか、軽自動車税において、電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置の適用期限を3年間延長したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第43号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、議案第42号同様、地方税法及び関係法令の一部改正に伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したもので——改正したものであります。

改正の内容は、適用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第44号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、議案第42号、議案第43号同様、地方税法及び関係法令の一部改正に伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金——支援金等課税額の限度額について2万円引き上げる改正を行ったほか、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の対象世帯では5,000円、2割軽減の対象世帯では1万5,000円引き上げたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第45号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた者に係る支援事業に要する経費や、令和5年度において特例臨時接種となった新型コロナウイルスワクチンの接種延長に係る経費など、ウィズコロナの時代における市民サービスの向上を目指し、今後の業務を推進する上で、必要な経費を追加する補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

民生費では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けたものに係る支援事業の取組方針が閣議決定されたことに伴い、住民税非課税世帯に対する生活支援や低所得の子育て世帯に対する支援に要する経費など、合わせて1億2,880万6,000円を追加しております。

衛生費では、令和5年度において特例臨時接種となった新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの接種延長に係る経費8,373万7,000円を追加しております。

教育費では、美東中学校校舎空調機の故障に伴う学校施設設備改修工事に必要な経費や、国際スポーツ大会に——国際スポーツ大会に日本代表として出場するパラサイクリング選手の激励に係る経費など、合わせて471万円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を始めとする特定財源を2億1,517万2,000円追加するほか、一般財源として財政調整基金繰入金を208万1,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,725万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を215億2,625万3,000円とするものであります。

議案第46号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

これは、美祢市教育委員会委員の山田裕治氏が令和5年5月21日をもって任期満了となりますことから、後任として再度、山田裕治氏を美祢市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和5年5月22日から令和9年5月21日までの4年間であります。

議案第47号は、美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

これは、美祢市固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和5年5月21日をもって満了となりますことから、後任として、杉原功一氏、川島茂氏、田代裕司氏の3名を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和5年5月22日から令和8年5月21日までの3年間であります。

以上、提出いたしました議案6件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の審議に入ります。

日程第3、議案第42号——大変失礼しました。これより議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第42号専決処分の承認について、美祢市——美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題……（発言する者あり）申し訳ありません、質疑を終わりますっていう——申し上げました。だめです。（発言する者あり）いや、質疑は終わりますと宣言しましたんで。

○12番（三好睦子君） それより前に手を挙げておりました。

○議長（竹岡昌治君） 見えてません。

○12番（三好睦子君） 挙げました。

○議長（竹岡昌治君） なぜ「議長」と呼んでいただけなかったんでしょうか。声を出していただければ見ます。

○12番（三好睦子君） 声を出しました。

○議長（竹岡昌治君） 聞こえた。私は聞こえてません。ちやうどものを言ってしまったから。

○12番（三好睦子君） きちんと手を挙げて「議長」って言いました。言われる前に挙げました。

○議長（竹岡昌治君） 認めません。

いずれにしても「質疑なしと認め、質疑を終わります。」と宣言しました。

申し訳ありません。皆さんちよつと大きな声で、「議長」と声かけていただいて挙手願います。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第42号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、質問じゃなくて意見はないんでしょうか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お言葉ですが、私はちゃんと手を挙げて「議長」と言いました。議長さん、申し訳ないんですけど、下ばかり向いて私たちを見ていただけませんでした。

意見は、これについてはもう意見を言うことはありませんが、ちょっとそのことについてお伝えしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。

これより——御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第43号専決処分の承認について、美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第43号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第44号専決処分の承認について、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 説明では5割、2割の軽減の対象世帯が拡大されるということですが、およそ——およそどのぐらいの世帯の方が拡大にされるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

軽減基準額の引上げによって、どのぐらい影響が出るかという御質問でございました。

まず、5割軽減につきましては、基準額が28万5,000円から29万円に引き上げる——になることによりまして、今まで2割軽減世帯でありました世帯が5割軽減世帯に変更となる世帯、あくまでも本年度の当初賦課がまだでございますので、昨年度ベースの数字にはなりますが、2割軽減から5割軽減に変わる世帯が8世帯、それから2割軽減につきましては、基準額が52万円から53万5,000円に変わることによりまして、新たに2割軽減になるであろう世帯、今14世帯というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略す

ることに決しました。

これより、議案第44号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第45号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 当議案でございますけれども、この民生費における価格高騰重点支援給付金1億200万円ということでありまして、これは低所得者の子育て世帯とか、住民税非課税世帯における給付金3万円ということで、対象者の方は毎回言われるんですけれども、今日、議会で実際、議決されても2か月後に受け取ることが結構あるかなということで、2か月たてば忘れた頃に届くということで、そのありがたみというのが非常に薄れてきてるなという、いろいろそういうことを私自身感じております。

それで、この——特に、この子育て——このたびの子育て世帯生活支援給付金、このひとり親世帯に対して5万円頂けるんですけど、これは、3月分の児童扶養手当をいただいている世帯は把握していることから、申請書を出さなくても——提出しなくても済むために、もう多分、行政のほうで把握して、これは早めに支給できると私は見ております。

ということで、今回のこの子育て世帯生活支援給付金5万円、これ——これについては議決されて、いつ頃に実際届くのか。それと、価格高騰重点給付——支援給付金における住民税が非課税における給付金3万円、こちらのほうはちょっと時間がかかると思うんですけれども、こういったことを極力——何て言いますかね、もうなんぼ——マイナンバーカードで掌握して、そのうち早くなると思いますけれども、まだまだこの時間がかかると思いますけれども、今のところ、大体この2つの事案に対しては、いつ頃に振込が完了——振込が開始されるのか、これについてお伺い

します。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございます。

これにつきましては、ひとり親世帯とその他の世帯ということで、対象者につきましては、児童1人当たり5万円の給付を予定しておるところでございます。

で、ひとり親世帯につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当受給者が対象でございますので、もうこちらのほうで対象者及び振込口座のほうを把握しておるところでございます。

また、ひとり親世帯以外の子育て世帯につきましては、令和4年度中に実施しました低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方が対象となりますので、こちらの方についても、対象者と振込口座等を把握しておるところでございます。

ですから、この2つの申請不要の方につきましては、本日の議決後、事務処理等を行いまして6月2日の金曜日に振り込めるように、今準備を進めておるところでございます。

それに対しまして、住民税の非課税世帯に対する3万円の給付金でございますが、これについては令和5年度課税ということで、まだ課税が確定しておりません。今後、5年度課税で非課税が確定された方が対象になるわけですが、この議決後ですね、対象者を把握するシステム改修であるとか、口座を把握する依頼文書を出して返送を待って、それから審査をしてという工程を経ますので、なるべく早く給付したいというふうには思っておりますが、今の段階で、何月何日ということは申し上げられないのが実情でございます。なるべく早く給付したいということで御理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私は、同号の衛生費のことについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの関係ですが、5月8日ですか、2月——2類から5類に引き下げられました。その関係で、今、接種待ちをされて

おられる方が有料化になるんじゃないかという思いをお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。

このたび、これ予算が補正で上がっておりますので、無料になるのか、有料になるのか、この場でちょっと御発言いただけたらと思いますので、よろしく願います。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

今回、5月8日に5類に引下げになりましたけれど、このワクチン接種につきましては、国が費用を負担する特例臨時措置の期間が令和6年3月31日まで延長されたところでございます。ですから、この財源は、国庫支出金の新型コロナウイルス——コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を補助金を全額充当するものでありまして、一般市民の方の接種費用の負担はございません。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 何点かお尋ねいたします。

この非課税世帯の食料——支援ですけれど、これには非課税世帯の方の場合にですけれど、もちろん住民税が非課税ですから住民税に税金はありませんけれど、その他の税とか使用料とか、いろんな料——料——使用料とかあります——あるんですけれど、この滞納がある場合は、どうなるのかっていうことをお尋ねいたします。

それと続いて、生保——生活保護の方ですね、収入認定になるのか、以前もお尋ねしましたが、確認の意味でもお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

価格高騰重点支援給付金、住民税の非課税世帯に3万円給付する事業でございますが、滞納されている方についての給付につきまして、特に給付しないというふうなことは、今、国のほうから聞いておりません。

それと、生活保護の方につきましても収入認定にはならないというふうに今聞いております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） もう1点お尋ねするんですが、13ページの衛生費なんですけれど、これは新型コロナウイルスの関係ですけれど、この高齢者施設等でこれから何——全くコロナがなくなったわけではないので、高齢者施設等で定期的なPCR検査をされる予定があるのかないのか、この予算の中には盛り込まれていないようなんですが、今後のお考えをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、あくまでもワクチン接種にかかる費用でございます。高齢者施設で——等での定期的なPCR検査というのは、予算には含まれておりません。で、なおかつ、市のほうで定期的に行うということは、5類に引き下げられたこともありますし、今現在の状況では、特に予定をしておらないというところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

11ページになるんですけれど、子育て世代で給付金があるんですけれど、これは市長にお尋ねしたいんですけれど、今回の国が出したメニューの中——推薦——推奨事業メニューの中で、生活支援者事業支援っていうのがあって、それで出てると思うんですけれど、この中の使途ですけれど、この11ページでは、先ほどの説明では5万円の支給があるということでしたけれど、この——えっとですね、この——これについて、こうした現金の支給は本当にありがたいことなんですけれど、今後は現金の支給よりか、学校給食費とか修学旅行費、校外学習、校外学習は、本当子どもたちの将来人間形成のためにも必要な学資だと思いますが、そういった現物支給を今後、勘案——お考えになるのか、ないのかお尋ねします。現金ではなく、こうした学校給食費とか修学旅行とか校外学習とか、これは全く違うかも分かりませんが、以前にき——他県で見たんですけれど、ランドセルを支給してるという学校もありましたし、私たち共産党は、先般、学習が——勉強会がありまして、この中でもエネルギー・食料価格等の物価、これに対して、この——学校給食の——等に

も支援できると。それから、子ども食堂、またヤングケアラーとかにも使用できるというのがありますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの予算につきましては、国の制度に基づく支給でございます。

これは、現金支給でもよければ、地域内の商品券でもいいということですが、我々と——本市といたしましては、現金支給ということで判断させていただきました。

三好議員の今後、児童——子育て世帯に対する支援の在り方、支援方法についての御質問でございます。

これについては、また今後、検討してまいる予定でございます。こういった支給方法、支給内容、こういった支援がよいのかというのは、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 1点お尋ねします。

国際大会ですか、パラの国際大会に美祢市の方が出場されるということなんですが、大変うれしいことですが、どういった大会で、いつ開催されて、どなたが行かれるのか、その辺もう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 荒山議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

Virtusグローバルゲームズという大会がございます。

これは、知的障害のある選手が出場する世界大会でありまして、4年に1回開催されるものであります。

本年は、2023年の本年6月4日から10日にかけて、フランスのヴィシーというところで開催されるものであります。

自転車競技で本市の大谷春樹選手が日本代表として出場される予定であります。

種目といたしまして60キロのロードレース、それから15キロのタイムトライアルに出場をされることとなっております。

また、6月4日の開会式では日本代表の選手団の旗手として——旗手も務められる予定であります。

そういった大会に出場されることになっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第45号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略す

ることに決しました。

これより、議案第46号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第8、議案第47号美祢市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第47号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前11時25分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○**議会事務局長（岡崎基代君）** 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第1号の2）の1件でございます。

御報告を終わります。

○**議長（竹岡昌治君）** お諮りをいたします。先ほど、秋枝秀稔副議長から副議長の辞職願が提出されました。この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（竹岡昌治君）** 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可についてを日程に追加することに決しました。秋枝副議長の除斥をお願いいたします。

〔秋枝秀稔君 除斥〕

○**議長（竹岡昌治君）** 日程第9、副議長の辞職許可についてを議題といたします。事務局に副議長の辞職願を朗読させます。岡崎事務局長。

○**議会事務局長（岡崎基代君）** それでは、朗読いたします。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。令和5年5月19日、美祢市議会議長竹岡昌治様、美祢市議会副議長秋枝秀稔。

以上でございます。

○**議長（竹岡昌治君）** お諮りをいたします。秋枝秀稔議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（竹岡昌治君）** 御異議なしと認めます。よって、秋枝秀稔議員の副議長辞職を許可することに決しました。

秋枝秀稔議員の復席を許可いたします。

〔秋枝秀稔君 復席〕

○**議長（竹岡昌治君）** この際、秋枝秀稔議員の副議長辞職許可については、議会において、これを許可いたしましたので、本席から秋枝議員にお知らせをいたします。

この際、秋枝議員、何か御挨拶がございましたら許可したいと思います。

○**10番（秋枝秀稔君）** それでは、一言御挨拶申し上げます。皆さんの御協力により

まして、副議長の職責を全うさせていただくことができました。ありがとうございました。引き続き、美祢市発展のために頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（竹岡昌治君） お疲れでございました。ありがとうございました。

以上で、日程第9、副議長の辞職許可についてを終わります。ただいま副議長が欠員になっております。

お諮りをいたします。この際、副議長選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第10、副議長選挙についてを議題といたします。

この際、選挙の方法について事務局より説明させます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） それでは、選挙の方法につきまして御説明申し上げます。

議会で行われます選挙につきましては、投票による選挙と指名推選の2通りがございます。

まず、投票による選挙につきましては、単記無記名投票で行うことになっており、公職選挙法の準用規定に基づき法定得票数以上で最多数を得た方が当選人となります。

次に、指名推選につきましては、特定の議員あるいは議長が被選挙人を指名し、会議に諮って当選人を決定する方法でございます。

なお、指名推選にあたっては、選挙の方法を指名推選にすること及び被指名人が当選人になることについて全会一致が必要となります。

以上で説明を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 選挙の方法につきましては、ただいま局長が説明したとおりでございます。

お諮りをいたします。選挙の方法は指名推選をもって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。荒山光広議員が副議長を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。御異議なしと認めます。

それでは、荒山光広議員から副議長の指名をお願いいたします。荒山議員。

○14番（荒山光広君） ただいま副議長選挙について指名推選というふうに決まりました。私のほうから高木議員を推薦をしたいというふうに思います。

高木議員につきましては、人格も含め、議会での経験豊富でございます。議長を補佐して、立派に副議長の職を務めていただけるものと確信をしておりますので、皆さんの御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。お諮りをいたします。ただいま指名のあった高木法生議員を副議長の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、高木法生議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高木法生議員に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

高木法生議員、何かございましたら御挨拶を。ちょっと、ちょっと待ってください。ちょっと日程を締めたいと思います。

本席から告知を申し上げました副議長選挙につきましては、これをもって終了したいと思います。したがって、高木副議長には、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それで、演壇からお願いしたいと思います。

〔副議長 高木法生君 登壇〕

○副議長（高木法生君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

今このたび栄えある美祢市議会の副議長の選任を受けました高木と申します。大

変光栄の至りでございまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。

この上は、議長をしっかりとお支えし、議会の円滑な運営に尽力したいと思っております。皆様方、議長、議会をはじめ、執行部の皆様方には、さらなる御指導と御鞭撻を賜りますよう深くお願いを申し上げまして、簡単でございますが、就任の挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副議長 高木法生君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、高木副議長、よろしくお願ひいたします。

お諮りをいたします。副議長が改選されたことに伴い、議席の一部変更についてを日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第11、議席の一部変更についてを議題といたします。

指定する議席を報告させます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） それでは、御報告申し上げます。なお、主として変更がございます10番から15番の議席を申し上げます。

10番、秋枝秀稔議員、11番、岡山隆議員、12番、三好睦子議員、13番、山中佳子議員、14番、荒山光広議員、15番、高木法生議員。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 議席指定については以上のとおりでございますが、これに変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの報告のとおり、議席を指定いたします。

以上で、日程第11、議席の一部変更についてを終わります。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

午前11時36分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月19日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃